毎週　火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎　告　示	
・救急病院の取消	医療政策課
・道路の区域変更（４件）	道路維持課
・道路の供用開始（４件）	〃
◎　公　告	
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定	農村整備課
・土地改良区の役員の就退任	〃
・県営土地改良事業計画の決定	〃
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂防課
◎　交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総務課
・一般競争入札の実施	〃

告　　示

長崎県告示第72号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）に基づき、次のとおり救急病院の認定を取り消す。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

名　　称	所　在　地	認定取消年月日
医療法人是心会　久保内科病院	佐世保市田原町11番９号	令和２年３月31日

長崎県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類　一般県道
路　線　名　嬉野川棚線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
官公有無番地先（東彼杵郡川棚町木場郷字櫻ノ迫道下1528番１）から 東彼杵郡川棚町木場郷字下木場1637番４地先まで	前	4.4～16.8	449.1	
	後	6.2～27.0	449.1	

長崎県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類　一般国道
路　線　名　207号
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
諫早市多良見町佐瀬字浦川内2380番１地先から 諫早市多良見町佐瀬字井手下2272番１地先まで	前	21.7～41.3	109.6	
	後	11.0～19.6	109.6	

長崎県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類　主要地方道
路　線　名　佐世保吉井松浦線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
松浦市志佐町栢木免字栢木1135番４地先から 松浦市志佐町栢木免字栢木1156番地先まで	前	15.8～19.0	25.0	
	後	13.4～17.8	25.0	

長崎県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類　主要地方道
路　線　名　佐世保吉井松浦線

道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
松浦市志佐町栢木免字栢木1169番１地先から 松浦市志佐町栢木免字栢木1151番１地先まで	前	14.5～22.0	32.0	
	後	10.8～18.1	32.0	

長崎県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保日野松浦線	官公有無番地先（佐世保市世知原町栗迎313番２）から 官公有無番地先（佐世保市世知原町栗迎９番13）まで	令和２年２月12日

長崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	諫早市多良見町佐瀬字浦川内2370番４地先から 諫早市多良見町佐瀬字屋敷坂1485番１地先まで	令和２年２月12日

長崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保吉井松浦線	松浦市志佐町栢木免字栢木1162番１地先から 松浦市志佐町栢木免字平田1303番１地先まで	令和２年２月12日

長崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐尾港線	南松浦郡新上五島町桐古里郷字真浦70番５地先から 南松浦郡新上五島町桐古里郷字真浦68番37地先まで	令和２年２月12日

公　　告

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第８条第１項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第６項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第９条第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

土地改良区名　　津波見土地改良区

１　縦覧に供すべき書類の名称

⑴　津波見土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し

⑵　定款の写し

２　縦覧期間

令和２年２月12日から令和２年３月３日まで

３　縦覧場所

南島原市役所農林水産部農村整備課（有家庁舎）

南島原市総務部加津佐支所（加津佐庁舎）

土日祝日は南島原市有家庁舎宿直室及び加津佐庁舎宿直室

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、湯江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
佐藤均蔵	諫早市高来町名27	佐藤均蔵	諫早市高来町名27
宮副正明	諫早市高来町里233－２	宮副正明	諫早市高来町里233-２
赤司義博	諫早市高来町東平原31－２	赤司義博	諫早市高来町東平原31－２
谷口和敏	諫早市高来町三部壱483－１	谷口和敏	諫早市高来町三部壱483－１
市田発義	諫早市高来町溝口410	市田発義	諫早市高来町溝口410
古川勝	諫早市高来町泉126－２	深山芳幸	諫早市高来町黒崎382
前田憲治	諫早市高来町黒崎390	古川勝	諫早市高来町泉126―２

就任役員 監事		退任役員 監事	
岡　　春　喜	諫早市高来町溝口418	岡　　春　喜	諫早市高来町溝口418
嘉　村　　徹	諫早市高来町里172	前　田　憲　治	諫早市高来町黒崎390
水　口　勝　也	諫早市高来町黒崎395－１	嘉　村　　徹	諫早市高来町里172

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、県営津波見地区土地改良事業（区画整理工、農業用用排水施設工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営津波見地区土地改良事業計画書

２　縦覧期間

令和２年２月12日から令和２年３月３日まで

３　縦覧場所

南島原市役所農林水産部農村整備課（有家庁舎）

南島原市総務部加津佐支所（加津佐庁舎）

土日祝日は南島原市有家庁舎宿直室及び加津佐庁舎宿直室

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、諫早北部地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第６項で準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業

諫早北部地区土地改良事業変更計画書

２　縦覧期間

令和２年２月12日から令和２年３月12日まで

３　縦覧場所

諫早市役所農林水産部農地保全課

土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき、法第７条第１項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和２年２月12日

長崎県知事　中村　法道

１　縦覧期間　令和２年２月12日から令和２年２月27日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

２　縦覧場所　長崎振興局建設部砂防課
長崎市中央総合事務所地域整備２課(令和２年２月12日から令和２年２月25日まで)
長崎市東総合事務所地域整備課(令和２年２月12日から令和２年２月25日まで)
長崎市北総合事務所地域整備課(令和２年２月13日から令和２年２月26日まで)
長崎市南総合事務所地域整備課(令和２年２月14日から令和２年２月27日まで)

３　縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

⑴　長崎市
地滑り

４　意見書の提出

⑴　警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第１）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

⑵　前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

⑶　前２号により提出された意見書等で有効なものは、法第７条第３項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。

⑷　提出先

〒852-8134　長崎市大橋町11-１
長崎振興局建設部砂防課

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、交通局が発注する物品の買入れに係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和２年２月12日

長崎県交通局長　太田　彰幸

１　調達する物品の名称及び予定数量
軽油　1,518キロリットル

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

⑵　次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後２年が経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
⑷　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
⑸　原則として１年以上の営業実績を有しない者
⑹　当該軽油を確実に納入できない者
⑺　直近の決算において、売上高が10億円未満である者
⑻　この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
⑼　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格及び審査

⑴　競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項に定める要件に基づき、⑵に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び⑵審査事項のオのみを審査する。

⑵　審査事項

ア　年間売上高
イ　営業年数
ウ　従業員数
エ　財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
オ　当該軽油を確実に納入しうること（様式第４号から様式第８号まで）。

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この公告の日から令和２年３月19日まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この公告の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

⑶　申請書の提出方法

ア　申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第１号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

㋐　誓約書
㋑　委任状
㋒　印鑑届（様式第３号）
㋓　当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第４号から様式第８号まで）
㋔　直近の決算書の写し
㋕　県からの資格審査結果通知書の写し

イ　申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第２号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

㋐　誓約書
㋑　財務関係明細書
㋒　営業概要書

㈡　委任状
㈢　法人にあっては登記簿謄本
㈣　個人にあっては次のａ及びｂ
ａ　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
ｂ　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
㈤　県税に関し未納がないことを証する証明書
㈥　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
㈦　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
㈧　印鑑届（様式第３号）
㈨　当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第４号から様式第８号まで）
㈩　直近の決算書の写し
⑷　申請書等の作成に用いる言語
ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（電話）095－822－5141
５　資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第９号）により通知（郵送）する。
６　資格の有効期間
この公告に基づき取得した入札参加資格については、当該公告に係る競争入札についてのみ有効とする。
７　資格の取消等
⑴　入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後２年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が２の⑵に該当するに至った場合も同様とする。
⑵　資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。
令和２年２月12日

長崎県交通局長　太田　彰幸

１　競争入札に付する事項
⑴　調達物品名及び予定数量
軽油　1,518キロリットル
⑵　調達物品の特質等
入札説明書による
⑶　納入期間
令和２年４月１日から令和２年６月30日まで
⑷　納入場所
ア　長崎営業所（長崎市八千代町３－１）
イ　矢上営業所（長崎市田中町384－１）
ウ　長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721－２）
エ　諫早営業所（諫早市貝津町1492－１）
オ　大村営業所（大村市松山町489－13）
⑸　一連の調達契約に関する事項

ア　今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
軽油　1,694キロリットル　令和２年６月頃
イ　一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和２年２月12日

⑹　納入方法
交通局が指定する日時に指定する数量を納入すること。

⑺　入札の方法
入札は、１キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

⑵　一般競争入札の参加者の資格等の公告（令和２年２月12日付長崎県公報第10897号搭載）に定める資格を得ていること。

⑶　この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑷　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。

⑸　直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等
所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

⑴　申請の時期　　令和２年２月12日から令和２年３月19日まで（県の休日を除く。）

⑵　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先
（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（電話）095－822－5141

４　入札参加条件
次の条件を満たしている者であること。

⑴　２の入札参加資格を有する者であること。

⑵　当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

⑶　当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

５　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（電話）095－822－5141

６　契約条項を示す場所
５の部局とする。

７　入札説明書の交付期間及び場所
（期間）令和２年２月12日から令和２年３月19日（県の休日を除く。）までの間
（場所）５の部局とする。

８　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

９　入札書の提出場所及び受領期限等
（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（受領期限）令和２年３月25日　午後５時00分

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10　開札の場所及び日時等

（場　所）　長崎県交通局本局３階 第２研修室

（日　時）　令和２年３月26日　午前10時30分

（その他）　開札当日の気象条件（大雨等）から、入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア　交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア　交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、⑴から⑹までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑶　入札者が連合して入札をしたとき。

⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑺　納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

⑻　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑼　入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑽　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

⑾　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⑿　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒀　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法

⑴　長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者

を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、付属書４に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑶　調達手続の停止等

この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑷　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

⑴　Classification of the products:
light oil　1,518KL

⑵　Delivery period
From April 1st, 2020, to June 30, 2020

⑶　Delivery place

a)　Nagasaki Office　Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

b)　Yagami Office　Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1

c)　Nagayo Office　Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2

d)　Isahaya Office　Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1

e)　Omura Office　Omura City, Matsuyama-machi, 489-13

⑷　Time-limit for tender
No later than March 25, 2020

⑸　Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095－822－5141

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥